

〔各論〕

- 1 年金の福祉施設の整理に係る基本方針
平成12年5月の閣議決定や厳しい年金財政の状況等を踏まえて、
今後は施設整備への保険料財源の投入は行わないこととする。また、
施設運営に当たっても独立採算制を徹底する。
- 2 厚生年金病院の取り扱い
厚生年金病院については、国民医療の中で一定の役割を果たしてきたが、
今日においては、将来を展望しても厚生年金病院としての特定の機能を認めることは困難である。したがって、今後は地方公共団体や民間へ譲渡することを基本とすることが適当と考えられる。ただし、いずれも相当の規模を有しており、譲渡に当たっては地域医療との関係を十分考慮する必要がある。
- 3 福祉施設の取扱い
公共の宿、公共の利用施設としての今日までの役割は認められるものの、
今後は年金財政への貢献を第一に考えれば、民間等への売却を速やかに進めることが必要である。その際、年金資金の損失最小化や雇用問題に留意する。
- 4 今後の事業整理の在り方
 - (1) 265にも及ぶ施設の整理合理化や国有財産の処分を円滑に進めるためには、その機能を担う独立行政法人(いわゆる清算法人)を設立し、清算活動に入ることが適当である。
 - (2) 平成16年度中に保険料財源による施設整備を行わないことを前提とした各施設の5年間程度の中期経営見通しを策定させる。
 - (3) 平成17年度には将来の廃止を前提とした「整理合理化計画」を策定し、独立行政法人の設立を行う。なお、この独立行政法人の設立に関しては、場合によっては既存の独立行政法人への業務の追加といった方法も考えられる。
 - (4) 年金福祉施設の清算事務については、一定の期間内に行うこととし、清算事務の進捗状況によりその後の対応を検討する。こうし

た清算事務に当たっては、雇用問題への配慮や老人ホーム等の入居者への配慮を十分行うこととする。

5 その他

(1) 委託先公益法人の整理

福祉施設の譲渡、売却により、委託先公益法人については業務の内容及び必要性を全面的に見直し、その廃止を含めた在り方の見直しを行う。

(2) 委託費の整理

整形外科療養等の委託費については、保険料を財源として実施する必要はなく、他との公平性にも問題が認められる。一般制度に吸収されることとなる。

6 その他項目

(1) 社会保険事務費の取り扱い

社会保険事務費については、本来は、国庫負担とされているところであるが、財政上の特例措置がとられているところである。この特例措置分の事務費や保険料財源から支出されているシステム経費なども、国民へのサービス水準の維持に留意しながら思い切った見直しを行い削減を図ることが必要である。

平成16年度予算の執行に当たっては、経費の一層の削減に努めるべきである。さらに、平成17年度予算の編成においては、国庫負担を本則とする国民年金法等の趣旨に沿ってその在り方を検討することが必要である。

(2) 社会保険業務運営の効率化

社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を着実に進めるとともに、事務の一層の合理化・効率化に努める。

年金資金運用・福祉施設改革推進 ワーキンググループとりまとめ

平成 16 年 2 月 27 日
自由民主党年金制度調査会
年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキンググループ

年金制度改革が行われようとしている現在、年金の保険料を財源として行われてきた諸事業については、貴重な保険料財源の使い方として厳しい批判がなされているところである。

これらの事業については、各方面からの要請により展開されてきたものであり、一定の役割を果たしてきたものであるとしても、時代は大きく変化してきており、年金制度改革について国民の理解を得ていくためには、こうした批判を受けていることの反省に立って、事業の実態を検証し、今後の方向を示すことが不可欠である。

当ワーキンググループは、年金の保険料を財源として行われてきた事業を徹底的に見直すため、年金制度調査会の下に設置され、これまでに、10回開催し、精力的に議論を行った結果、以下のとおり、とりまとめを行うに至った。

I 年金諸事業への資金の流れ

- 財投改革が行われる前の平成12年度までは、年金の積立金は、その全額を旧大蔵省資金運用部に預託することが法律で義務づけられていた。これは郵貯等とともに財政投融資の資金とされたが、年金保険料を拠出する被保険者の立場からは、自主運用を認めるべきである、それが無理であれば被保険者への福祉還元を広く認めるべきである、との意見が繰り返し述べられてきていた。
- 福祉還元の施策は、一旦預けられた積立金の一部について、資金運用部から改めて借入れを行って、施設整備や融資の原資として利用してきた。
グリーンピアは、旧年金福祉事業団が資金運用部からの借入金で建設し、その償還に年金財源を充当してきた。
住宅融資は、同事業団が資金運用部からの借入金を原資とし、その償還には、債務者からの回収金、回収金の利息及び借入金利と貸出金利の差を埋めるため年金財源から交付した利子補給金を充当してきた。
- 資金運用については、昭和61年度に、旧年金福祉事業団が資金運用部か

ら借り入れた資金を運用する事業が創設され、平成13年度の財政投融资改革以降は、厚生労働大臣が積立金を直接年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなっている。

- 福祉施設は、資金運用部からの借入金ではなく、年金財源からの毎年度の予算措置として所要額を計上して整備してきた。

II これまでの福祉還元事業等の経緯、総括

1. 大規模年金保養基地（グリーンピア）事業

(1) 経緯

- 大規模年金保養基地（グリーンピア）は、被保険者への福祉還元を求める意見や、昭和40年代の高度成長の下で余暇活動のための公的施設を求める意見が出されたことを受けて、昭和47年に構想された。
- 昭和63年に全国13ヶ所の基地が全て開業し、運営は地方公共団体等に委託して行われ、平成14年度末までの利用者は累計で約4,200万人である。
- 旧資金運用部に対する要償還額の総額は、元本1,914億円、利息1,594億円の合計3,508億円であり、このほか、固定資産税、森林維持管理等に要する経費として、昭和50年度から平成14年度までの間、年金特別会計から233億円を支出している。
年金財政からの支出総額は、譲渡収入がないものとする、約3,800億円と見込まれる。
- 施設の所有者である年金資金運用基金は、運営を県等に委託しており、運営費についての年金財源による負担もないものの、施設利用の対価などは受け取っていない。

(2) 総括

- 大規模年金保養基地は、被保険者に対する福祉還元を目的とする施設として一定の役割を果たしてきた。しかしながら、民間部門において類似の施設が普及する等の状況の中で、平成13年の閣議決定により、平成17年度までに廃止することとされた。
- これまでに6基地の運営が停止され、また、2基地及び1基地の一部について譲渡が行われている。
各基地の経緯と地域に果たしてきた役割等を踏まえ、公共的施設として

引き続き有効に活用されるよう、地方公共団体等への譲渡を精力的に進める。

2. 年金住宅等融資事業

(1) 経緯

- 被保険者個人に対する年金住宅融資は、昭和40年代に勤労者の持ち家促進策が推進される中で、還元融資の一環として、昭和48年に開始された。
- 昭和50年代には広く普及し、これまでに延べ約400万人に利用され、累計で約26兆円の融資が実施された。
- 旧資金運用部に対する要償還額の総額は、元本16兆2,386億円、利息11兆7,257億円の合計27兆9,642億円である。
年金特別会計から利子補給金を平成14年度までに4,699億円支出しており、今後、支出を要する利子補給金等を含め、年金財源からの支出総額は、約9,300億円と見込まれる。
- 被保険者住宅融資債権の97%には保証機関及び金融機関による100%保証が付されており、その他の債権については連帯保証及び抵当権設定による保証が付されている。また、機関保証のない破産更生債権等を全て回収困難とすると、約121億円と見込まれる。

(2) 総括

- 年金住宅等融資事業、とりわけ被保険者住宅融資は、多くの被保険者に利用され、持ち家促進に大きく寄与してきた。しかしながら、近年、住宅ローン分野への民間金融機関の進出等により、新規貸付実績が減少する中で、平成13年の閣議決定により、平成17年度までに廃止することとされた。
- 今後、平成17年度までに新規融資を停止し、それ以降は既往の住宅融資債権の適切な管理回収を進める。

3. 年金資金運用

(1) 経緯

- 昭和61年度に創設された旧年金福祉事業団の資金運用事業は、民間の年金運用と遜色のない成果を上げてきたが、バブル経済崩壊による株価の低迷に加えて、運用する資金が長期固定金利の借入金であったこと等から、平成12年度末で、累積1兆7,025億円の赤字となった。
- 平成13年度以降の自主運用における年金積立金全体の運用状況は、平成13年度には2兆7,787億円、平成14年度には2,360億円の

黒字であり、また、年金財政計画が予定する賃金上昇率を上回る実質的な運用利回りと比較してもこれを上回っている。

- しかし、年金資金運用基金が運用している市場運用部分をみると、ここ3年の株式市況の低迷等により、厳しい運用結果となっており、平成14年度末で6兆717億円の累積損失となっている。これは、平成14年度末時点で時価評価した数値であり、時価の動きにより変動するものである。
なお、年金資金運用基金の平成15年度上半期の総合収益額は、株式市況が回復したこと等により、2兆4,452億円の黒字となっている。

(2) 総括

- 年金資金運用の結果は、中長期的に評価すべきものであるが、年金資金運用基金の運用における累積損失が一時6兆円を超えたことが、多くの国民に年金制度の将来に不安を抱かせる要因となった。
今後、運用資金の規模は逡増していくため、その運用に対する国民の信頼を確保することは、年金制度への信頼を確保する上でも、極めて重要である。
- 年金積立金は、将来の年金給付の貴重な財源であり、安全かつ効率的に運用する必要がある。そのために、国債の満期保有を含めて現行のポートフォリオを含む資産運用方針の見直しを行う。
- また、運用組織については、専門性の徹底と責任の明確化の観点から、独立行政法人として、透明性を高め、しっかりとした内部統制の下に、責任の所在と範囲を明確にするなど、国民から信頼される仕組みに改める。

4. 年金の福祉施設事業

(1) 経緯

- 福祉施設事業は、保険料納付期間が長期にわたるため本来給付に結びつくまでの間の年金制度に対する被保険者等の信頼と安心感を向上させ、その理解を得ることを目的に行われてきた。
- 高度経済成長期を通じて、被保険者に対する福祉還元をさらに進めるべきとする関係審議会の意見書や国会附帯決議、地方自治体や関係団体からの設置要望などを背景として、福祉施設の数及び種類は次第に拡大されてきた。
- これらの施設は、国が国有財産として設置し、委託を受けた公益法人が運営する公設民営方式で運営されており、平成14年度末現在で施設数は265であり、年間の延べ利用者数は約4,400万人となっている。ま

た、国からの委託を受け施設の運営を行っている公益法人数は94法人であり、その職員数は、約3万人（うち年金の福祉施設関係職員数は約8千人）である。

- 年金財政との関係を見ると、施設の建設のために年金保険料財源から支出してきた額の総額は、約1兆5,700億円である。一方、年金の福祉施設に係る資産は、平成14年度末現在、特別会計の「固定資産」として約1兆500億円が計上されている。

(2) 総括

- 年金の福祉施設は、多くの被保険者や受給者に利用されることを通じて、年金制度に対する理解や信頼を得る上で一定の役割を果たしてきた。しかしながら、年金制度の成熟や少子高齢化の進行、国民の意識・ライフスタイルの変化等の社会経済情勢の変化によって、これらの福祉施設の政策的意義は急速に薄れてきたにもかかわらず、その抜本的な見直しが行われることなく今日に至っている。また、官民のイコールフットィングの観点から民営化等の合理化措置を講ずることを定めた「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）の趣旨も十分生かされているとは言えない。
- 現下の年金財政の状況を見据え、今後は、福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しないことを明確にした上で、早急に抜本的な整理合理化、売却を進める。

Ⅲ 年金の福祉施設及び委託先公益法人

1. 見直しの基本的考え方

- 年金の保険料は年金給付のための原資であり、今後は福祉施設の整備費及び委託費には一切充当しない。（廃止施設の解体工事や災害復旧等国有財産管理上必要となる最低限の経費については、既存施設の売却代金等により賄い、新たな保険料は投入しない。）
- 福祉施設は年金保険料財源で作ったものであり、その見直しに当たっては、年金資金への損失を最小化し、できるだけ目に見える形で年金資金に貢献することが重要である。このため、施設設備の活用方策について売却先の意向に配慮し、柔軟な対応をする。
- また、民間競合の観点及び地域経済や新たな税収確保への貢献の観点から、民営化することを原則とする。
- 委託先公益法人についても、高い給与水準や退職金など高コスト構造になっていることや天下りの温床になっていることから、福祉施設の整理に併せて、その廃止を含めた徹底した整理合理化を進める。また、委託先公益法人は、自ら責任を持ってその処理に当たらなければならない。

2. 福祉施設の整理合理化の進め方

- 厚生年金病院については、今後保険料財源での施設整備は一切行わないことを前提にして、平成16年度にそれぞれの病院の経営改善計画を策定させ、その結果を踏まえ、経営分析の専門家の知見も活用し、

(1) 単独で自立経営できるか、又は、単独での自立は困難であるが地域医療にとって重要な病院

(2) その他の病院

に分類した上で、次のような観点に立って整理合理化計画を平成17年度に策定する。

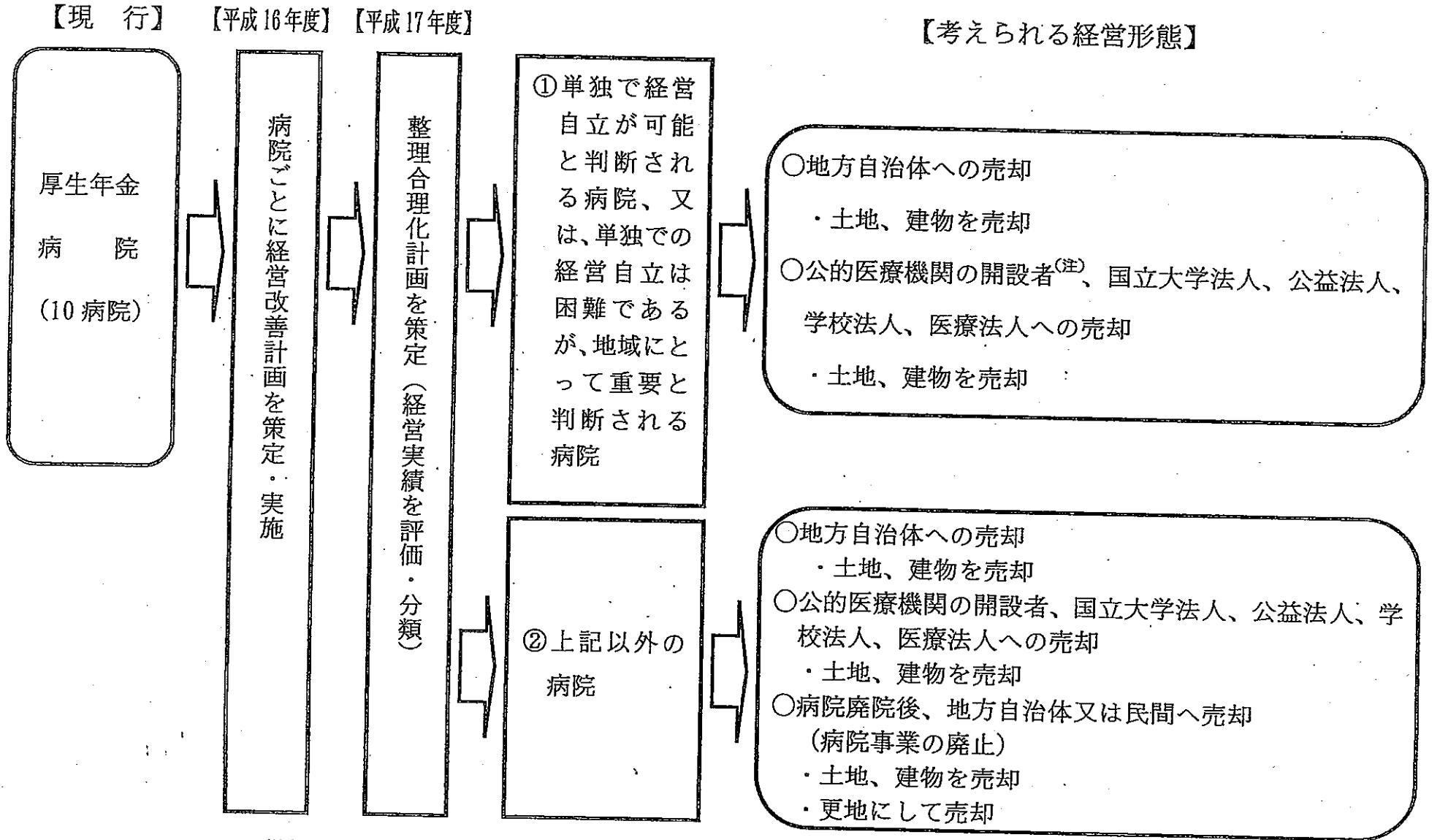
なお、それまでの間にあっても、新しい経営形態への移行が適切な病院については、迅速に対処する。

※ 新たな経営形態への移行の考え方は、別紙1の図を参照。

- ① (1)に該当する病院については、地方自治体又は公的医療機関の開設者、国立大学法人、公益法人、学校法人、医療法人に売却する。
- ② (2)に該当する病院については、地方自治体又は公的医療機関の開設者、国立大学法人、公益法人、学校法人、医療法人への売却を働きかけるが、これが困難な場合は病院としての用途を廃止し地方自治体又は民間に売却する。

- 病院以外の施設については、平成16年度中に、保険料財源による施設整備を一切行わないことを前提にした各施設毎の経営見通しを策定させ、その結果を踏まえ、経営分析の専門家の知見を活用し、次のような観点に立って施設の整理合理化計画を策定する。
 - ※ 売却の考え方は、別紙2の図を参照。
 - ① 継続的に赤字運営が見込まれる施設については、早急に廃止・売却する。
 - ② 減価償却相当額を控除してもなお安定的な運営が確保されると見込まれる施設については、早急に売却を進める。
 - ③ その他の施設についても、年金資産の有効活用の観点から、計画的に売却を進める。
-
- 以上の方針に基づき、福祉施設の売却を円滑に実施するため、平成17年度に整理合理化を進める権限を有する機関（清算のための独立行政法人）を設置し、5年を目処に積極的に整理合理化を進める。なお、この機関の設置に当たっては、民間人を登用する。

新しい経営形態のイメージ (厚生年金病院)

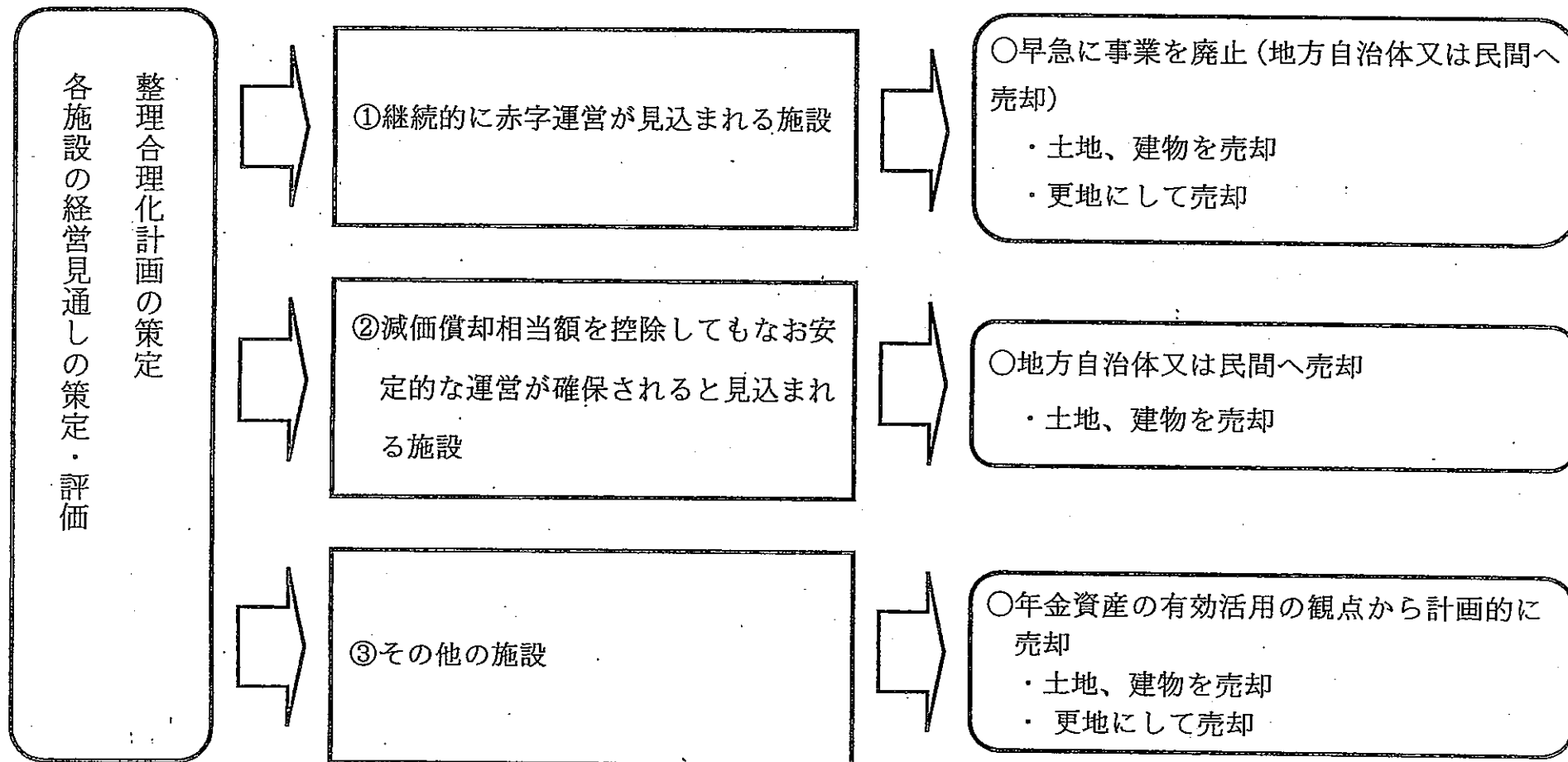


(注) 地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人^{医療}済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生 (医療) 農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

福祉施設の売却のイメージ（病院以外の施設）

【平成16年度中】

【売却の考え方】



IV その他

1. 国会議員互助年金

- 国会議員互助年金は、国会法第36条に「議員は、別に定めるところにより退職金を受けることができる」とされていることに基づいて設けられている。
- 国会議員互助年金については、その国庫負担率が高いことなどについて批判があるので、知事などの特別地方公務員に対する退職手当制度をも念頭におきつつ、今後は是正することが必要である。

2. 厚生年金と共済年金の違い

- 厚生年金と共済年金の間には、過去において種々の制度的な差異があったが、現在ではほとんど解消している。ただし、現在でも、財政単位が異なるために保険料率は同一でなく、他方で厚生年金基金に相当する職域加算の有無によって給付額に差異が生じており、こうした違いについて、国民の目から見て納得できる対応が必要である。
- 今後、公的年金制度体系全体を見直していく中で、厚生年金制度と共済年金制度についても一元化の方向で検討していくことが必要である。

3. 社会保険事務費

- 社会保険事務費については、国民及び被保険者の理解が得られるよう、また、真に必要な事業が効率的に実施されるよう、経費の内容について厳しく精査する必要がある。
- また、社会保険事務費については、国民年金法等によれば、国庫負担が原則とされているところであるが、別途、法律により財政上の特例が設けられている。今後の財源については、国の財政や社会保障予算の状況等を踏まえた検討を平成17年度予算編成において行う。
- さらに、社会保険庁は事業運営の徹底した効率化を図るとともに、社会保険オンラインシステムの刷新可能性について、業務処理の在り方も含めて検討し、効率的かつ合理的な事務処理に努める必要がある。